

USPTO、情報開示陳述書提出時期拡大を認めるプログラムの試行を開始

2012年5月14日

JETRO NY 諸岡

米国特許商標庁 (USPTO) は5月10日付け官報¹において、情報開示陳述書 (IDS) の提出を、特許料支払後も認めるプログラムの試行を行うと発表した。

同プログラムはQPIDS (Quick Path Information Disclosure Statement) と呼ばれ、5月16日から9月30日まで行われる²。

これまでは、特許許可通知を経て特許料を支払った後にIDSの提出が必要となり、当該IDSの内容を審査官に考慮してもらうためには、継続審査請求 (RCE) 等を行う必要があった³。

今回のQPIDSは、RCE手続を行う必要がある点では従前と変わらないが、QPIDSにおいては、特許料支払い後に提出されたIDSは、早期処理案件 (expedited docketed) とされて審査官により内容が確認される。

審査官による確認の結果、審査官が必要と判断すれば審査が再開 (reopen) され、RCE手続きに入るが、審査官が審査再開不要と判断した場合はRCE手続きには入らず、RCE手続料金も返金され、更に提出されたIDSを確認した記録も残る。

このQPIDSの対象となるのは実用特許出願と再発行出願であり、意匠特許出願及び植物特許出願は対象外となっている。さらに、この手続きを行うためには、USPTOのオンライン出願システムである、EFS-webの利用が必須とされている。

USPTOは、このプログラムにより、RCE出願数の減少が期待できるとしている。

(了)

¹ [官報](#) (PDF)

² 官報によれば、当初の試行期間終了後も必要に応じて延長できるとされている。

³ その他にも査定系再審査を請求する方法も考えられる。